協会けんぽ加入者・事業主の皆様へ

# 協会けんぽ Times

～東京支部からのお知らせ～ 職場の皆様で回覧をお願いします。

令和2年 12月号

## 令和2年度 医療費のお知らせをお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を年に1回お届けしています。
今年度は、以下の日程で事業所様宛に発送します。

| | |
|---|---|
| 掲載内容 | 令和元年10月～令和2年9月診療分 |
| 発送時期 | 令和3年1月下旬～2月上旬 |

## よくあるお問い合わせ Q&A

### Q. 「医療費のお知らせ」が届いていません。なぜですか？

**A** 再雇用等で保険証が切り替わった方や保険証の記号・番号に変更があった方などの、変更前の「医療費のお知らせ」は送付されません。
別途、【医療費のお知らせ依頼書】をご郵送いただくことで発行ができます。

### Q. 令和2年12月分までの「医療費のお知らせ」はもらえますか？

**A** 医療費の情報が医療機関から協会けんぽに届くまでに受診月から3か月程度お時間がかかります。令和2年12月診療分までの「医療費のお知らせ」が必要な場合は、令和3年3月中旬以降に【医療費のお知らせ依頼書】を協会けんぽにご郵送ください。

【医療費のお知らせ依頼書】は協会けんぽホームページから印刷いただけます

### 「医療費のお知らせ」を確定申告に使用されるご予定の方へ

協会けんぽにデータがない等の理由により「医療費のお知らせ」に記載されていない診療分につきましては、お手元の領収書に基づきご申告いただけます。

確定申告について詳しくは、お近くの税務署にご確認いただくか、国税庁のホームページをご覧ください

## 協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用されていない事業主の皆様へ

# 事業者健診結果データ（40歳から74歳の方）の提供をお願いします

協会けんぽに加入している40歳から74歳の加入者ご本人（被保険者）で、事業者健診※を受診された方の健診結果データの提供をお願いします。
（協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診された方のデータはご提供いただく必要はありません。）

※事業者健診とは、労働安全衛生法に基づいて会社が従業員に行う定期健康診断のことです。

### Q. 健診結果を提供することにメリットはあるの？

**A** 健診結果から生活習慣の改善が必要と判定された方には、保健師・管理栄養士による特定保健指導を無料でご利用いただけます。

**さらに…**

協会けんぽの健診受診率に加算されます。
平成30年度から導入されたインセンティブ制度では、健診の受診率が高いほど、東京支部の保険料率を引き下げる方向に働きます。

事業者健診を受診していても健診結果を提供していないとインセンティブ制度では「健診未受診」とみなされてしまうんだ

### Q. 個人情報保護法の問題はないの？

**A** 事業者健診結果データを協会けんぽへ提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条で義務付けられています。事業主の皆様が責任を問われることはありません。

### Q. データ提供までの流れは？

**A** 事業主様から「事業者健診結果データの提供に関する同意書」を提出していただくだけです。

※受診された健診機関よりデータ提供が困難な場合は、事業所様から直接健診結果（紙）のコピーの提供をお願いする場合があります。

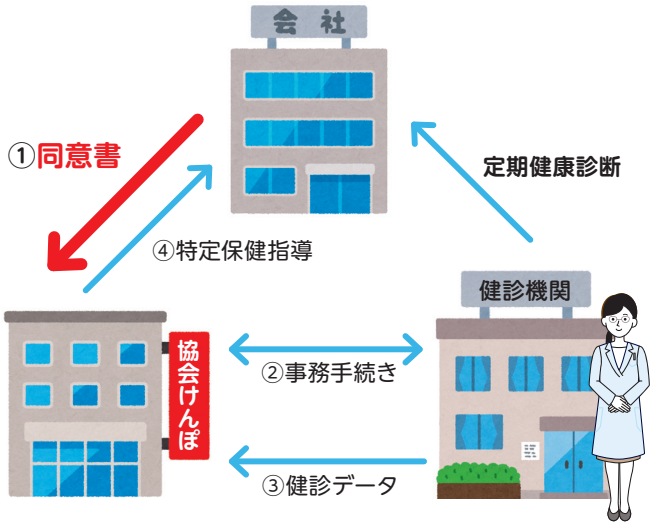


同意書のダウンロード・事業者健診結果データの提供について詳しくはホームページをご覧ください

協会けんぽ 東京 検索

40歳から74歳の事業者健診結果データの提供をお願いします

こちらのバナーからアクセスしてください

# すべての申請書が郵送で受付可能です

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口に来所せず郵送によるご提出にご協力をお願いします。

**送付先：〒164-8540　全国健康保険協会東京支部**

▶ 郵便番号を記載いただければ住所の記載を省略できます

申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます


全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ
〒164-8540　東京都中野区中野4-10-2　中野セントラルパークサウス7階
電話　03-6853-6111（代表）


協会けんぽ Times の最新号・バックナンバーは協会けんぽのホームページでもご覧いただけます▶


令和2年12月号